

大気汚染防止法のばい煙発生施設（ボイラー） を設置している方、設置予定の方へ

法規制対象のボイラーの一部は 2022 年 10 月 1 日から県条例規制対象に変更
されます。該当施設の設置者は、**県条例に基づく届出が必要**です

○改正内容について

法の規制対象規模を定める「大気汚染防止法施行令」の一部改正（2022（令和 4）年 10 月 1 日施行）により、『燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満』かつ『伝熱面積 10 平方メートル以上』のボイラー（以下「該当施設」という。）は法規制対象から外れ、県条例規制対象に変更されます。

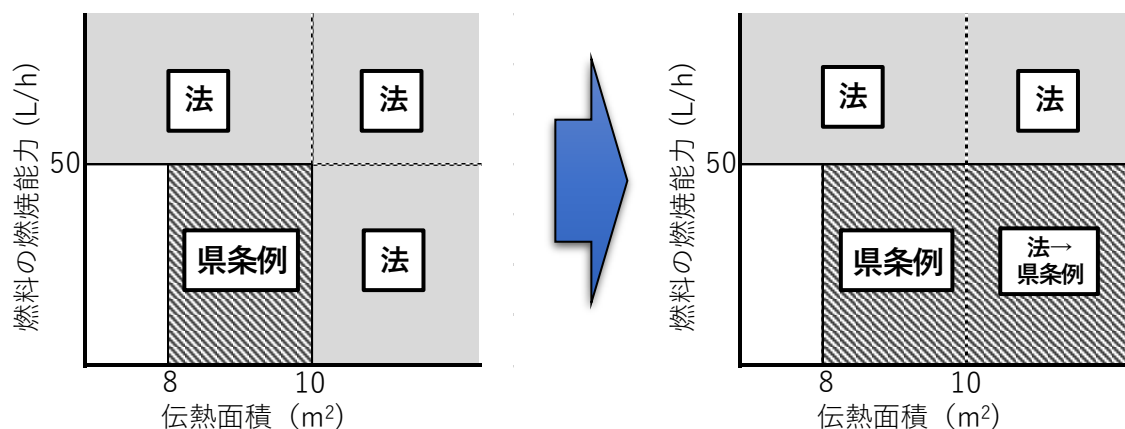
ボイラーの規制対象規模

改正前（2022（令和 4）年 9 月 30 日まで）		改正後（2022（令和 4）年 10 月 1 日から）	
法※1	伝熱面積 10 平方メートル以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算※2 1 時間当たり 50 リットル以上 (例：ガス燃料の場合は、80 ℓ/時 以上)	法※1	燃料の燃焼能力※3 が重油換算※2 1 時間当たり 50 リットル以上 (例：ガス燃料の場合は、80 ℓ/時 以上)
県条例※1	伝熱面積 8 平方メートル以上 (法の要件に該当するものを除く)	県条例※1	伝熱面積 8 平方メートル以上 (法の要件に該当するものを除く)

※1 大気汚染防止法 → 「法」 県民の生活環境の保全等に関する条例 → 「県条例」とする。以下同様。

※2 バーナーが無いボイラーについても法規制対象になります。

※3 液体燃料 10 L、ガス燃料 16 m³、固体燃料 16 kg を重油 10 L に換算することを言う。



○提出の必要な届出について

現在、該当施設を設置している場合や、今後、該当施設を新たに設置する場合は、所管の各区公害対策課に県条例に基づく届出が必要になります。

2022（令和4）年10月1日現在で

該当施設を既に設置（工事着手を含む）している場合

県条例に基づく「ばい煙発生施設使用届」を提出してください。

2022（令和4）年10月1日から10月31日までの間に提出してください

提出書類

- ・ばい煙発生施設使用届出書（様式第1）
 - ばい煙発生施設の構造（別紙1）
 - ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2）
 - ばい煙の処理の方法（別紙3）
- ・工場等の事業内容等（様式第6）

所定の様式があります。
（ページ下部参照）

- ・ばい煙発生施設の構造概要図
- ・ばい煙処理施設の構造図及び主要寸法を記入した概要図
- ・事業場の位置図及び平面図

様式はありません。
原則日本産業規格A4版
としてください。

直近の法の設置届出書等の提出以降、「会社名・代表者名が変わった」「施設の構造を変更した」「施設を入れ替えた」などの変更がある場合は、別途変更届等の提出が必要になります。

今後、新たに該当施設を設置する場合

(1) 2022（令和4）年9月30日までに、新たに該当施設を設置する場合

法に基づく「ばい煙発生施設設置届」を工事※4開始日の60日前までに提出してください。

法の設置届と別に、10月1日以降、県条例に基づく使用届の提出も必要です。

(2) 2022（令和4）年10月1日から11月30日までに、設置する場合

法に基づく「ばい煙発生施設設置届」を工事※4開始日の60日前までに提出してください。

県条例に基づく「ばい煙発生施設設置届」を10月1日以降、速やかに提出してください。

(3) 2022（令和4）年12月1日以降に、設置する場合

県条例に基づく「ばい煙発生施設設置届」を工事※4開始日の60日前までに提出してください。

※4 施設を据え付ける工事又は施設を設置するための基礎工事のこと。

届出書の様式は、名古屋市のWebサイト「トップページ▶事業向け情報▶ごみ・環境保全▶申請書・届出書ダウンロード▶環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）▶大気関係」からダウンロードすることができます。

※県条例と法で様式が異なりますので、ご注意ください。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/38-4-2-1-0-0-0-0-0.html>



必要な届出の提出時期のイメージ

⇄ : 法に基づく届出の提出期間

⇄ : 県条例に基づく届出の提出期間
→改正政令施行

		7月	8月	9月	10月	11月	12月
既設施設					⇄ 県条例の 使用届 を提出 (10月31日まで)		
(★ : 工事着手日の例)	9月30日までに工事着手	⇄		★	⇄ ②県条例の 使用届 を提出 (10月31日まで)		
	10月1日から60日以内に工事着手	⇄		⇄ ①法の設置届を提出 (工事開始60日前まで)	⇄ ②県条例の 設置届 を提出 (10月1日以降速やかに)	★	
	10月1日から60日後以降に工事着手※5				⇄ 県条例の 設置届 を提出 (工事開始60日前まで)		★

※5 : 12月1日、2日に新規設置する場合は、60日前までの日(10月1日、2日)が休日かつその前日(9月30日)が法改正前のため、届出に際し提出先の公害対策課にご相談ください。

〇排出基準等の変更について

法規制対象から県条例規制対象への変更に伴い、該当施設に係る基準等も変更になります。

排出基準

	法(変更前)	県条例(変更後)
硫黄酸化物 (K値)	1.17~3.0 (設置時期により異なる)	3.0 又は 1.17 ^{※6} (設置時期により異なる)
ばいじん [g/m ³]	0.03~0.45 (設置時期、燃料種類、排出ガス量により異なる)	液体燃料(黒液を除く)、ガスの専焼 : 0.20
		発熱量 5,000kcal/kg 以下の石炭の燃焼 : 0.40
		上記以外のもの : 0.20
窒素酸化物 [ppm]	60~550 (設置時期、燃料種類、排出ガス量により異なる)	なし(規制対象外 ^{※7})

※6 : 県条例の指定工場等にかかる規制については変更なし。

※7 : 名古屋市条例「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(以下、市条例という。)に基づく大気規制工場にかかる規制については変更なし。

測定頻度

	法（変更前）	県条例（変更後）
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が 10m ³ /時以上の施設 ：2 か月に 1 回以上 上記施設で硫黄酸化物に係る特定工場等に 設置されている施設：常時	測定義務なし
ばいじん	排出ガス量が 40,000m ³ /時以上の施設 ：2 か月に 1 回以上※ ⁷ 排出ガス量が 40,000m ³ /時未満の施設 ：年 2 回以上※ ⁷	年 1 回以上※ ⁸
窒素酸化物	排出ガス量が 40,000m ³ /時以上の施設 ：2 か月に 1 回以上 排出ガス量が 40,000m ³ /時未満の施設 ：年 2 回以上	なし（規制対象外）※ ⁹

※8：ガス専焼のボイラーについては、5 年に 1 回以上

※9：市条例に基づく大気規制工場に設置された窒素酸化物排出施設に該当する場合には、法と同様の測定義務が課せられる。

〇届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番（052）

西区公害対策課 （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木二丁目 18-1 （西区役所 5 階）	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3 FAX 5 2 3 - 4 6 3 4
港区公害対策課 （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄二丁目 2-1 （港保健センター 3 階）	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3 FAX 6 5 1 - 5 1 4 4
南区公害対策課 （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通 3-10 （南区役所 2 階）	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2 FAX 8 2 3 - 9 4 2 5
名東区公害対策課 （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社二丁目 50 （名東区役所 1 階）	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8 FAX 7 7 8 - 3 1 1 0

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp>）からダウンロードできます。

（事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）→大気関係）

環境保全 目次

サイト内検索